

H24. 3. 24

在宅療養と介護保険



長尾和宏 (ながお・かずひろ)
 東京医大卒業後、大阪大第二内科入局。平成7年、尼崎市で「長尾クリニック」を開業。外来診療から在宅医療まで「人を診る、総合診療を目指す。医学博士。労働衛生コンサルタント。53歳。ブログ (<http://www.nagaoclinic.or.jp/doctorblog/nagao/>) が好評。

平成12年に介護保険制度が誕生しました。40歳以上の人は保険料を払っています。65歳以上の人は介護が必要ならば病名を問わずに認定されますが、40歳以上・65歳未満は2号保険者と呼ばれて、規則に定められた病気(特定疾病)しか介護認定を受けることができません。

代表は「末期がん」です。要介護度とは、要支援1と2、要介護1〜5の全部で7段階に分かれています。介護保険証を持っているだけでは介護サービスを受けられないので注意が必要です。介護認定を得て初めて使える保険なのです。

いいケアマネ どう探す？

通常、認定まで1カ月ぐらしかかりますが、末期がんのときは、必ず3対2で決着をつけるためです。

主治医意見書は病院の先生も書けるのですが、できれば、地域のかかりつけ医や在宅主治医に書いてもらうことをお勧めします。一度でいいので、自宅での生活状況を見てもらってから、書いてもらうべきでしょう。

さて、ケアマネとは介護支援専門員の略称。介護保険を使うためには「ケアプラン」が必要です。それを練る専門

来、中立ですが、所属法人の営業マンのようになっている場合もあるのです。そう呼びます。外マネは別法人に属するケアマネのことです。どちらにも属さない「独立系ケアマネ」もいますが、ケアマネ報酬は低く単独では経営が難しいといわれています。

「どうしたら、いいケアマネを探せるのか?」。よくある質問です。役所でケアマネ一覧表をもらいますが、これ

場合のみ迅速に認定される旨の通達が出ています。私自身の最短期は申請から3時間後の認定でした。元気な人はふだん介護保険などなじみが薄い。もちろん、病院医療者もあまり詳しくは知りません。

だから高齢者なら入院時から退院後の介護保険生活を考えなくてはいけません。

さて介護認定は、認定審査会で判定します。半分は調査員の項目、半分は主治医の意見書。両者をつき合わせて5人の審査員が合議で判定します。5人とは多数決になったとき、必ず3対2で決着をつ

職がケアマネ。ケアマネの前職は多様ですが、介護系(介護職経由)と医療系(看護師などの医療職経由)に大別されます。現在多くは介護系ケアマネです。

さらに「外マネ」「内マネ」という言葉があります。内マネとは同一法人内のケアマネ。ケアマネは法律上本

「地域」とは「家に近い」という意味。近ければ近いほどいいのです。都市部では車で20分以内でしょうか。往診できるのは医療機関から16以内と定められています。在宅医は連携の取りやすいケアマネがいると大変助かります。逆も同じです。

さて、いいケアマネの条件とは、患者の思いにしっかりと寄り添ってくれて、所属法人の利益よりも患者の利益を考えてくれる。さらに、医療や介護保険の知識も広く持ち合わせている人ではないでしょうか。地域のかかりつけ医とケアマネの連携がどこまでも重要なのです。



「医者選び」シリーズ④

特定疾病 40歳以上65歳未満が介護認定を受けることができる病気。初老期認知症、脳梗塞後遺症、腰部脊柱管狭窄症、ALS(筋萎縮性側索硬化症)などの神経難病など16疾病が認定されている。ギックリ腰や交通事故は対象外。

ひょうい